

大阪市告示第484号

大阪市立阿倍野区民センターの利用料金について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第10条の3第4項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定に基づき公告する。なお、施設における利用料金の額の変更は、令和9年1月4日から行われる。

令和8年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 利用料金

入場料その他これに類する料金を徴収しない場合

(単位：円)

施設	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
	9：30～ 12：30	13：00～ 17：00	17：30～ 21：30	9：30～ 17：00	13：00～ 21：30	9：30～ 21：30
大ホール (移動式 観覧席使用)	13,100	17,500	17,500	26,300	29,800	42,100
大ホール (平土間 使用)	12,200	16,300	16,300	24,100	27,300	38,500
小ホール	11,000	14,600	14,600	21,800	24,700	34,900
集会室1	2,200	3,000	3,000	4,800	5,500	7,700
集会室2	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400
集会室3	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400
和室	2,200 (1,100)	3,000 (1,500)	3,000 (1,500)	4,800 (2,400)	5,500 (2,750)	7,700 (3,850)

アトリエ兼 工作室	2,100	2,800	2,800	4,000	4,500	6,400
スタジオ1	1,100	1,400	1,400	2,100	2,300	3,300
スタジオ2	1,800	2,400	2,400	3,400	3,800	5,400
調理実習室	2,600	3,400	2,300	4,900	5,500	7,800

※日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における利用料金は上表の2割増しとする。

※令和9年1月4日以降の和室の利用において、大ホール、控室5、控室6、集会室3及び和室の全てを同時利用する場合に限り、上表の利用料金欄に記載されている金額のうち下段（）に記載されている金額とする。

入場料その他これに類する料金を徴収する場合

（単位：円）

施設	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
	9：30～ 12：30	13：00～ 17：00	17：30～ 21：30	9：30～ 17：00	13：00～ 21：30	9：30～ 21：30
大ホール （移動式 観覧席使用）	19,700	26,300	26,300	39,500	44,700	63,200
大ホール （平土間 使用）	18,300	24,500	24,500	36,200	41,000	57,800
小ホール	16,500	21,900	21,900	32,700	37,100	52,400
集会室1	3,300	4,500	4,500	7,200	8,300	11,600
集会室2	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600
集会室3	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600

和室	3,300 (1,650)	4,500 (2,250)	4,500 (2,250)	7,200 (3,600)	8,300 (4,150)	11,600 (5,800)
アトリエ兼 工作室	3,200	4,200	4,200	6,000	6,800	9,600
スタジオ1	1,700	2,100	2,100	3,200	3,500	5,000
スタジオ2	2,700	3,600	3,600	5,100	5,700	8,100
調理実習室	3,900	5,100	3,500	7,400	8,300	11,700

※日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における利用料金は上表の2割増しとする。

※令和9年1月4日以降の和室の利用において、大ホール、控室5、控室6、集会室3及び和室の全てを同時利用する場合に限り、上表の利用料金欄に記載されている金額のうち下段（）に記載されている金額とする。

2 実施時期

令和9年1月4日から

（阿倍野区役所市民協働課）